## 小規模個人再生による再生計画取消

**平成１８年（再イ）第４９号**

長崎県大村市水田町1428番地
再生債務者　冨永　惠子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年３月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年９月３日　長崎地方裁判所大村支部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２４年（再ロ）第４号**

北九州市小倉北区黒住町15番３号
再生債務者　白木絵里香
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月21日まで
平成24年８月31日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（再ロ）第２号**

高知県吾川郡いの町5171番地
再生債務者　松岡　伸典
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月１日まで
平成24年９月３日
高知地方裁判所民事部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第２号**

北海道北見市東相内町616番地16
再生債務者　今井　勇子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月30日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第３４号**

大阪府吹田市山田東１丁目35番１―401号
再生債務者　髙田　竜作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（再ロ）第２号**

函館市大澗町174番地12
再生債務者　松本　吉隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月31日　函館地方裁判所

**平成２３年（再ロ）第２号**

新潟県南蒲原郡田上町大字横場新田368番地子
再生債務者　中澤由紀夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日　新潟地方裁判所三条支部

**平成２４年（再ロ）第２号**

愛媛県新居浜市船木甲1279番地の１
再生債務者　宇野　幸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日　松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（再ロ）第２６号**

大阪府門真市沖町４番25号
再生債務者　若林　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（再ロ）第３号**

広島市西区三滝本町２丁目２番１―301号
中田マンション
再生債務者　金子　明弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（再ロ）第７号**

長野県塩尻市大字桟敷527番地１
再生債務者　中島　正明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月31日　長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（再ロ）第８号**

堺市美原区小平尾790番地13
再生債務者　西岡　徳起
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月31日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第６号**

福岡市東区原田１丁目10番18号
再生債務者　佐藤　益雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月29日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（再ロ）第１号**

愛媛県八幡浜市五反田１番耕地459番地９
再生債務者　河野　　光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日　松山地方裁判所大洲支部

**平成２４年（再ロ）第１２号**

神戸市垂水区舞多聞西７丁目４番２号　ステラハウスＢ棟102号
再生債務者　上野　伸泰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月31日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

## 平成23年度防衛省共済組合の決算に関する公告

平成24年９月11日

東京都新宿区市谷本村町５番１
防衛省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 23,227 | 流動負債 | 5,417 |
| | | 固定負債 | 8,085 |
| | | 剰余金 | 9,725 |
| 合計 | 23,227 | 合計 | 23,227 |

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | 116,065 | 経常収益 | 119,299 |
| 特別損失 | 6 | 特別利益 | 29 |
| 当期利益金 | 3,257 | | |
| 合計 | 119,328 | 合計 | 119,328 |

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 658 | 流動負債 | 132 |
| 固定資産 | 306 | 剰余金 | 832 |
| 合計 | 964 | 合計 | 964 |

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | 192 | 経常収益 | 258 |
| 当期利益金 | 66 | | |
| 合計 | 258 | 合計 | 258 |